

品川区国民保護計画の変更について

国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、「国民保護法」という）に基づき、武力攻撃事態等および緊急対処事態（大規模テロ）への対処等ならびに平素からの備えに関する計画である。

1 変更の目的

品川区国民保護計画は平成19年度に策定され平成24年度に計画が変更された。その後7年が経過し、この間、国の基本指針や都の計画が変更されており、整合を図ることを目的に変更する。

2 変更項目（別紙1 品川区国民保護計画概要版）

- (1) 計画の基本的考え方の明示と編構成の一部変更
- (2) 都計画変更項目との整合性確保
- (3) 国の基本指針の一部修正内容の反映
- (4) 応急対策本部体制（国民保護）の見直し
- (5) 区組織名称および区政データの修正

3 これまでの経過

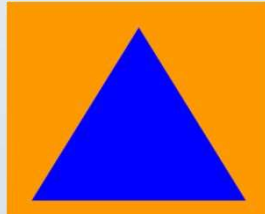
平成31年	3月	品川区国民保護協議会で計画変更について説明
令和元年	5月	品川区国民保護協議会に諮問
令和元年	9月	品川区国民保護訓練を実施
令和元年	10月	変更案を都へ協議（都意見（抜粋）は別紙2のとおり）

4 品川区国民保護協議会の開催

国民保護法第39条の規定に基づき、以下のとおり品川区国民保護協議会を開催し、変更案を確認する。

- (1) 開催日時 令和2年1月30日（木）10時30分～（防災会議終了後）
- (2) 構成委員 区長（会長）、警察・消防機関、各地区町会連合会会長等

品川区国民保護計画 概要版 【令和元年度 変更案】



このマークは、国民保護措置を行う
団体とその要員、建物および物品の
保護ならびに避難所を識別するた
めに使用する、国際的な標章です。

～武力攻撃や大規模テロから身を守るために～

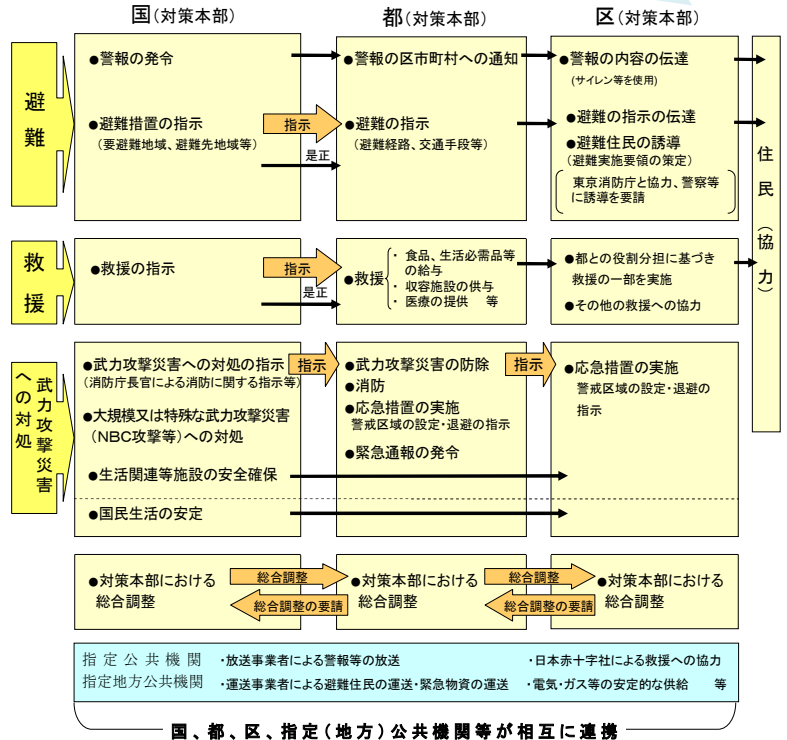
品川区

1. 品川区国民保護計画の目的と計画変更の経緯

- ◆ 国民保護計画とは、外国からの武力攻撃事態や大規模テロ等に際して、区民の生命、身体及び財産を保護するためにあらかじめ策定する計画です。
- ◆ 区は、都の計画を踏まえ、平成19年度に品川区国民保護計画を策定いたしました（平成24年度一部変更）。
- ◆ その後、都は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたテロ対策の充実と国の基本指針の変更を反映するため、平成27年3月に計画の変更を行いました。
- ◆ また、国は、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等に関する記述の修正を行う必要性から、平成29年12月に国民の保護に関する基本指針の一部変更を行いました。
- ◆ 上記を踏まえた国・都の上位計画との整合及び区地域防災計画（平成29年度修正）との整合を図るため、国民保護計画の変更を行います（令和元年度）。

＜国民保護措置の全体の枠組み＞

区は、計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。



＜計画策定～変更の経緯＞

平成15年6月に武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）が成立。さらにこの法律を受けて、翌16年6月には、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）が成立し、事態対処法と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための基本的な法制が整備

平成17年3月 国民の保護に関する基本指針（閣議決定）

平成18年3月 東京都国民保護計画（策定）

平成19年4月 品川区国民保護計画（策定）

平成25年3月 品川区国民保護計画（変更） 【現行計画】 ※Jアラート導入等を追加

2020年東京オリンピック・パラリンピック誘致決定

平成27年3月 東京都国民保護計画（変更）

平成29年12月 国民の保護に関する基本指針（一部変更）

平成30年3月 品川区地域防災計画（平成29年度修正） 【関連計画】

反映

反映

反映

令和2年 品川区国民保護計画（変更）

計画変更に関わるスケジュール

2. 品川区国民保護計画【変更】のポイント

ポイント 1.

東京都国民保護計画(平成27年3月変更)、国の基本指針(平成29年12月)との整合性確保

第1. 計画の基本的考え方の明示と編構成の一部変更

○都計画に即して、計画の運用に関する以下(1)～(6)の基本的考え方を明示しました。

- | | |
|------------------------------|----------------------|
| (1) 事態に応じた対処、平素からの備えの大枠を示す指針 | (4) 大都市東京の特性や実効性に配慮 |
| (2) 武力攻撃事態等の8類型全体に通じる対処の基本 | (5) 事態認定前の突発的な事態にも対処 |
| (3) テロへの対処を重視 | (6) 災害対策の仕組みを最大限活用 |

○都計画(「区市町村計画の作成基準」)に即して、計画全体の編構成の整合を図りました。

	変更前	変更後
第1編	総論	総論
第2編	平素からの備え	想定する武力攻撃事態および緊急対処事態
第3編	武力攻撃事態等への対処	平素からの備え
第4編	復旧等	武力攻撃事態等への対処
第5編	大規模テロ等(緊急対処事態)への対処	復旧・復興等
第6編		他地区からの避難住民の受け入れ
第7編		大規模なテロ等(緊急対処事態)への対応

第2. 都計画変更項目との整合性確保

○テロ対策の充実等の観点から都が変更した内容との整合を図りました。

1 テロ対策「地域版パートナーシップ」を活用した連携体制

- ◆区は、「テロを許さない街づくり」の実現のため、「地域版パートナーシップ」を活用し、管轄警察署、関係行政機関、民間事業者と連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の整備等に取り組むことを明記

2 Em-Net、Jアラートの活用

- ◆国の防災機関との通信連絡に、「緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)」「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を活用する旨を規定

3 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

- ◆国の現地対策本部が設置され、現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めることを明記

4 安否情報システムの活用

- ◆安否情報の収集、報告及び提供を行うため、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」を活用する旨を規定

第3. 国の基本指針の一部修正内容(Jアラートによる情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等)を計画へ反映

○国基本方針の修正を踏まえ、平時からの備えとして、新たな訓練項目等の追加を行いました。

1 Jアラートによる情報伝達と弾道ミサイル落下時の行動

- ◆平素からの周知に努めることを明記

2 訓練項目

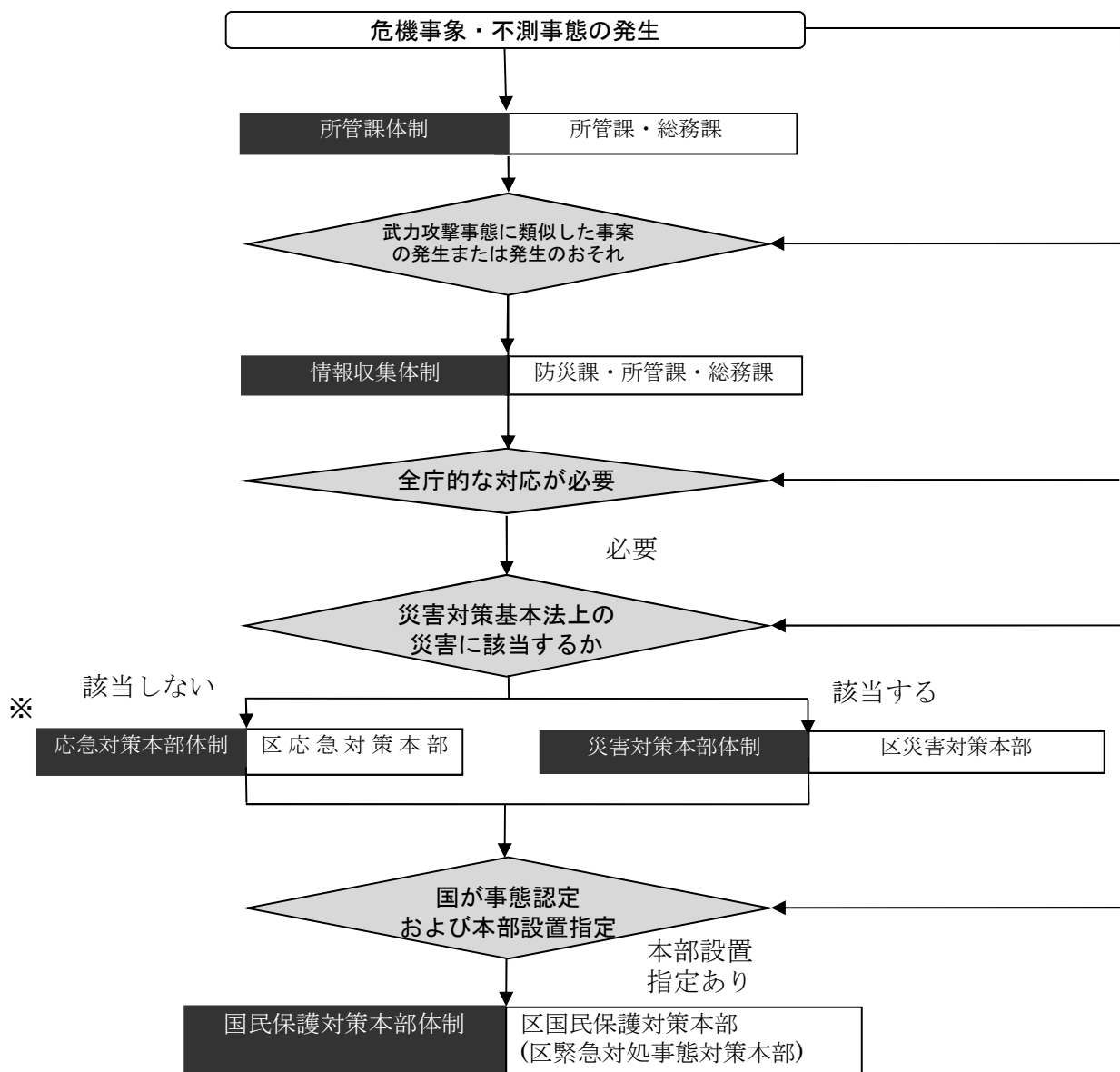
- ◆区対策本部の図上訓練、安否情報システム、Em-Netを活用した訓練等を追加

ポイント 2.

区地域防災計画(平成30年3月)との整合性確保

第1. 応急対策本部体制(国民保護)の見直し ~全庁体制への接続性確保~

○下図のとおり、事案の状況に応じて「所管課体制」「情報収集体制」から「応急対策本部体制」または「災害対策本部体制」「国民保護対策本部体制」へ段階的にシフトする体制を構築し、品川区地域防災計画の体制と整合を図るとともに、事態の推移に応じた接続性を確保しました。



※ 応急対策本部体制の基準

- 1 国民保護事案と思われる場合で、全庁的な情報収集、対応策が必要になると区長が判断した場合
- 2 区長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合

第2. 区組織名称および区政データの修正

○最新の区地域防災計画の内容を踏まえ、区の基礎情報について、情報を更新しました。

品川区国民保護計画変更案に対する東京都意見（抜粋）

該当箇所	東京都意見	区（検討案）
<p>NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>核攻撃等への対応</p>	<p>避難退域時検査及び簡易除染の実施について、記載を追加してください。参考までに、国が提示している市町村国民保護計画の変更例は下記のとおりです。</p> <p>市（町村）長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</p>	<p>東京都地域防災計画（原子力災害対策編）および防災基本計画（原子力災害対策編）災害応急対策に市町村の業務が明記されているため、</p> <p>「区長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、東京都地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。」を追記する。</p>
<p>総則</p> <p>区民と地域の防災力向上</p>	<p>防災訓練・教育に「女性の参画を促すこと」旨の記述を入れることを検討願いたい。</p> <p>補足：東京都の地域防災計画の防災教育のページに（震災編 p.67）『防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。』という記述が入っているので、こういった主旨の文言を入れることを検討していただきたい。</p>	<p>品川区地域防災計画の防災区民組織の育成・強化にも記載があるため、</p> <p>「防災区民組織の育成・強化を進めるにあたっては、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努める」を追記する。</p>

他、法律、規則等の改正に伴う名称変更および軽微な文言追記・修正20件